

◎ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案対照表
 ○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は現行と改正案の相違部分、網掛け部分は改正案と修正案の相違部分）

修正案	改正案	現行
<p>（区域計画の認定） 第八条〔略〕 2～7〔略〕</p> <p>8 内閣総理大臣は、区域計画に定められた特定事業が、特定の者が特別の利益を得ることとなるものであると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、同項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」という。）をしてはならない。</p> <p>9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合には、透明性を確保しつつ、前二項の規定により認定を適正かつ厳格に行うようにするため、直ちに区域計画を公表し、広く国民の意見を求めなければならぬ。</p> <p>10 内閣総理大臣は、認定を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会</p>	<p>（区域計画の認定） 第八条〔略〕 2～7〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>8 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」と</p>	<p>（区域計画の認定） 第八条〔略〕 2～7〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>8 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条及び次条第一項において単に「認定」とい</p>

議に対し、意見を求めることができる。

11・12 [略]

(認定区域計画の変更)

第九条 [略]

2 前条第三項から第十二項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十条 [略]

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があつた場合における同条の規定の適用については、同条第十一項中「定められた特定事業」とあるのは「定められた特定事業及び第十条第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業等」という。）」と、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第二条第二項第一号に掲げるものに限る」とあるのは

いう。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

9・10 [略]

(認定区域計画の変更)

第九条 [略]

2 前条第三項から第十項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十条 [略]

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があつた場合における同条の規定の適用については、同条第九項中「定められた特定事業」とあるのは「定められた特定事業及び第十条第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業等」という。）」と、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第二条第二項第一号に掲げるものに限る」とあるのは「第

う。）を行うに際し必要と認めるときは、国家戦略特別区域諮問会議に対し、意見を求めることができる。

9・10 [略]

(認定区域計画の変更)

第九条 [略]

2 前条第三項から第十項までの規定は、前項の認定区域計画の変更について準用する。

(構造改革特別区域法の特定事業)

第十条 [略]

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があつた場合における同条の規定の適用については、同条第九項中「定められた特定事業」とあるのは「定められた特定事業及び第十条第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業等」という。）」と、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第二条第二項第一号に掲げるものに限る」とあるのは「第

は「第二条第二項第二号に規定する事業を除く」と、「第十二条の二から第二十五条まで」とあるのは「第十二条の二から第二十五条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「で又は」とあるのは「で、構造改革特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に即して構造改革特別区域法第三十四条の規定による政令若しくは主務省令で」と、「条例で」とあるのは「条例で又は同法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

3 [略]

4～6 [略]

（認定の取消し）

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定区域計画に定められた特定事業が同条第八項に規定する場合に該当

二条第二項第二号に規定する事業を除く」と、「第十二条の二から第二十五条まで」とあるのは「第十二条の二から第二十五条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「で又は」とあるのは「で、構造改革特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に即して構造改革特別区域法第三十四条の規定による政令若しくは主務省令で」と、「条例で」とあるのは「条例で又は同法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

3 [略]

4～6 [略]

（認定の取消し）

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第七

二条第二項第二号に規定する事業を除く」と、「第十二条の二から第二十五条まで」とあるのは「第十二条の二から第二十五条まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「で又は」とあるのは「で、構造改革特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に即して構造改革特別区域法第三十四条の規定による政令若しくは主務省令で」と、「条例で」とあるのは「条例で又は同法第三十五条の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

3 [略]

4～6 [略]

（認定の取消し）

第十一条 内閣総理大臣は、認定区域計画（認定区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）が第八条第七項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、同項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第七

<p>するに至つたと認めるときは、同条第七項の認定（第九条第一項の変更の認定を含む。第十三条、第十八条第七項第一号、第二十条の三、第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 第八条第十二項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>四 区域計画の認定に関し、第八条第十項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。</p> <p>五 〔略〕</p>
<p>項第一号、第二十条の三、第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 第八条第十項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>四 区域計画の認定に関し、第八条第八項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。</p> <p>五 〔略〕</p>
<p>第一号、第二十条の三、第二十条の四第二項、第二十条の五第二十一項第一号及び第二十四条の二第三項第一号を除き、以下単に「認定」という。）を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>2 〔略〕</p> <p>3 第八条第十項の規定は、第一項の規定による認定区域計画の認定の取消しについて準用する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第三十条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三 〔略〕</p> <p>四 区域計画の認定に関し、第八条第八項（第九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。</p> <p>五 〔略〕</p>

<p>六 第十六条の五第三項に規定する指針に 関し、同条第四項において準用する第十 六条の四第四項に規定する事項を処理す ること。 七〇九 〔略〕</p> <p>(議員)</p> <p>第三十三条 〔略〕</p> <p>二〇四 〔略〕</p> <p>5 第一項第四号に掲げる議員は、自己の利 害に係る議案については、その議事 に加わることができない。</p>	<p>六 第十六条の五第三項に規定する指針に 関し、同条第四項において準用する第十 六条の四第四項に規定する事項を処理す ること。 七〇九 〔略〕</p> <p>(議員)</p> <p>第三十三条 〔略〕</p> <p>二〇四 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>六〇八 〔略〕</p> <p>(議員)</p> <p>第三十三条 〔略〕</p> <p>二〇四 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
---	---	--

○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日等）</p> <p>第一条 〔略〕</p> <p>2 第一条の規定による改正後の国家戦略特別区域法（以下「新法」という。）<u>第十六条の五、第三十条第六号及び別表の四の五の項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第三号の六の規定（新法第十六条の五第三項に規定する指針に係る部分に限る。）は、別に法律で定める日までの間、適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;">（検討）</p> <p>第二条 政府は、<u>新法第十六条の四第一項に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業及び新法第十六条の五第一項に規定する国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業において受け入れる外国人の権利利益の擁護の在り方について早急に検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。</u><u>この場合において、当該検討を行うに当たっては、我が国において外国人の権利利益の擁護を図るための活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を聴くものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">〔新設〕</p> <p style="text-align: center;">（検討）</p> <p>第二条 〔新設〕</p>

<p>3 2 〔略〕 〔略〕</p> <p>(内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p>	<p>2 〔第一項 略〕 〔略〕</p> <p>(内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>〔略〕</p>
--	---